

西洋法制史 (水曜5限)

試験問題

津野 義堂
Guido Tsuno

中央大学
Chuo University
<http://www.chuo.net/>

keywords: 後期試験 (授業時間中に実施) 8203 教室

Summary

できるだけ多く答えなさい。

書き易い順番で解答してよいが、解りやすく番号 (例: 問 6) を付けること。

教科書『iurisprudentia 2007 法知の科学』(ISBN 4-9903066-2-7)[淡青の表紙] だけ参照できる。

配布物 (資料などのコピー) や自筆複写にかかわらず講義ノートその他はいっさい参照不可。

書き込みはさしつかえないが、紙を挟み込むなどは^{しおり} 禁

Copyright ©MMVIII 2008 Guido Tsuno. All rights reserved. Alle Rechte vorbehalten.

file://cicerone12//Users/tsuno/kolleg/2008/rg07/_20080110rg07Prfg-04.tex

1. ウルピアーヌス抜粋集 1 巻 16 節

*2

問 1 次の法源史料*1を解釈しなさい。

Ulp. Fragm. 1.16

Qui tantum in bonis, [奴隷を] IN BONIS にだけ持
non etiam ex iure Qui- つが, 奴隷を市民法上持た
ritium servum habet, ない人は, [その奴隷を] 解
manumittendo Latinum 放することによってラテン
facit. In bonis tantum 人にする。奴隷が IN BO-
alicius servus est ve- NIS にだけある人の物であ
lut hoc modo: si civis とは, 次のような場合で
Romanus a cive Roma- ある: もし, ローマ市民が
no servum emerit, is- ローマ市民から奴隷を買
que traditus ei sit, ne- い, 引き渡しが行なわれ,
que tamen mancipatus マンキパチオは行なわれ
ei, neque in iure cessus, ず, 法廷譲与も行なわれず,
neque ab ipso anno pos- 一年間の占有も行なわれな
sessus sit. Nam quam- かった場合。というのも,
diu horum quid fiat, is その場合には, 奴隷は IN
servus in bonis quidem BONIS には買主の物であ
emptoris est, ex iure り, ローマ市民法上は売主
Quiritium autem ven- の物である。
ditoris est.

2. プーブリキアーナの訴え

問 2 「ACTIO PUBLICIANA は REI VINDICATIO を模倣し, USUCAPIO(の完成) を擬制する」とはどういう意味だろうか。説明しなさい。

問 3 「ACTIO PUBLICIANA は USUCAPIO(の完成) を擬制するのだから, 明示的に言われていなくても, USUCAPIO の要件や属性は当然のように継承される。USUCAPIO はすでに十二表法にも非所有者からの引渡の場合に適用されるとあるのだから, プーブリキアーナ (の訴え) もそれが誕生したそもそもの初めから非所有者からの占有獲得の場合に適用された」というディオジュディ DióSDI[5] の主張を論評しなさい。

*1 別の呼び名は Tituli ex corpore Ulpiani または (Der pseudo-ulpianische) liber singularis regularum, 『ウルピアーヌス法範』。編集されているが, ユースティアーンヌス法の影響がない。

*2 Gai inst 1.54 と合せて考えるとよい。

3. 設例を分析して設問に答えなさい

設例

12月28日にルキウス^{*a}は彼の物である^{*b}(男) 奴隷スティクスを1000でガイウスに売ること合意する。

1月2日にガイウスはルキウスに代金1000を支払う(弁済^{*c})。

1月5日にルキウスはガイウスにスティクスを引き渡す。

1月9日に二人は取引の証書を作成する。

^{*a} ルキウスもガイウスもローマ市民である。

^{*b} ルキウスが市民法上の所有者である。

^{*c} ガイウス所有の貨幣が債務の弁済としてルキウスに引き渡され、即時にルキウスの物となる。

問4 紀元68年末から69年お正月のポンペイ(ナポリの近く)での出来事だとすると、ガイウスが市民法上の所有者となるのはいつだろうか。日付と法的根拠を答えなさい。

問5 もし、紀元540年のコンスタンティノポリス(今のイスタンブール)だとしたら、この問題の解決に違いがあるだろうか?

問6 「二重売却」「マンキパティオ」「占有の喪失」「所有物取り戻しの訴え」「プーブリキアーナ」などをヒントにして、設例のヴァリエーションを考えなさい。

問7 前問(問6)で作った事実関係を前提にして、(複数)設問しなさい(この問題用紙[例えば問4や問5]程度の詳細さでよい)。

問8 二重の引渡が可能となるのは何故^{なぜ}だろうか?

4. 法務官法上の所有権

問9 プーブリキアーナの訴えに言及しないでいわゆる虚有権を論じることができるだろうか?(何故か?)

問10 古典期ローマ法に「法務官法上の所有権」という概念はあったと言えるのだろうか?(何故か?)

謝 辞

一緒に勉強できて良かった。皆さん、ありがとう。

Literaturverzeichnis

[1] 津野義堂: SQ3R という学習法, in: 白鷗法学 22 (2003) p.134(39)-119(54).

[2] 津野義堂: ヨーロッパ近世自然法の二重譲渡論における売買と所有権の移転—グロティウス『戦争と平和の法』2巻12章15節2項およびプーフエンドルフ『自然法と万民法』5巻5章5

節5項—, in: 比較法雑誌(中央大学)38巻1号(2004)p.1-46.
[3] 津野義堂: 古典期ローマ法において非所有者から二重に売られて二重に引渡された物がウースーカピオによって所有権取得されウースーカピオ占有中に失われた占有がプーブリキアーナによって回復される法理のオントロジー, in: 比較法雑誌(中央大学)37巻4号(2004)p.1-26.
[4] 津野義堂: *iurisprudentia2007* 法知の科学(2007).
[5] DIÓSDI, GYÖRGY: *Ownership in Ancient and Preclassical Roman Law* (Budapest 1970).

[出題者: 津野義堂]

2008年01月09日 受理

Anhang

著者紹介

著者1姓名(正教授)

著者1の略歴

file://cicerone12//Users/tsuno/
~/kolleg/2008/rg07/_20080110-rg07-Prfg-04.tex

Gai inst 1.54

54 Ceterum cum apud ci- 54 さらに、ローマ市民の間で
ves Romanos deplex sit do- は、所有権は二重である。(つ
minium — (nam vel in bonis まり、法務官法上、あるいは市
vel ex iure Quiritium vel ex 民法上、あるいは両方の法権利
utroque iure cuiusque ser- によって、奴隷はある人の物で
vus esse intellegatur)—, ita あると考えられる。)したがっ
demum servum in potestate て、私たちは、もし、奴隷が、法
domini esse dicemus, si in 務官法上ある人の物である場
bonis eius sit, etiamsi simul 合に、所有者の権力の中にある
ex iure Quiritium eiusdem と言うであろう。たとえ市民法
non sit; nam qui nudum ius 上はその人の物でないとして
Quiritium in servo habet, is も、というのは、市民法上の法
potestatem habere non in- 権利だけを、奴隷に持つ人は、
tellegitur. 権力を持つとは考えられない
からである。